

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年1月5日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福島県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11045a/

執行機関名 福島県知事

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる学び直し支援金の支給に係る事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第一 知事 第二の項 二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる学び直し支援金の支給に係る事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第一条	福島県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱 第二条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>この法律は、<u>高等学校の生徒等</u>がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、<u>高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与すること</u>を目的とする。</p>	<p>県は、<u>高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2条に定める高等学校等(以下「高等学校等」という。)のうち国(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人を含む。)</u>及び<u>地方公共団体(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。)</u>以外の者の設置する福島県内に所在する高等学校等(以下「私立高等学校等」という。)に在学する生徒(以下「生徒等」という。)がその授業料に充てるために学び直し支援金を受けることにより、<u>私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与すること</u>を目的とする。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>福島県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱 福島県私立高等学校等学び直し支援金受給資格認定等事務処理要領 高等学校等就学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月)</p>